

家賃等の債務を保証する保証会社 の保証料を助成します！

最長10年間助成

新宿区内でのお引越しの際、連帯保証人に代わって家賃等の債務保証を行う保証会社を利用する場合、区の助成金を是非ご活用ください。

○助成対象となる世帯

- 保証委託契約締結日に世帯全員が新宿区内に居住し、住民登録している①～③のいずれかの世帯で、緊急連絡先がある方
 - ① 高齢者世帯 (60歳以上のみ)
 - ② 障害者世帯
 - ③ ひとり親世帯
- 生活保護等を受給していないこと

○助成限度額

単身世帯 36,000円(上限) ※初回から最長10年目まで助成します
二人以上世帯 45,000円(上限) //

※助成金は保証料と助成限度額を比較して低い方の金額になります。

○申請期限

保証委託契約締結日から1年以内に申請してください

助成金の申請を検討される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。区の担当者が直接ご案内します。

お問い合わせ先

新宿区都市計画部住宅課 居住支援係 TEL 03-5273-3567
新宿区歌舞伎町1-4-1 (新宿区役所本庁舎7階15番窓口)

Fax 送信先 03-3204-2386
新宿区都市計画部住宅課居住支援係あて

家賃等債務保証料助成の仮申し込み用紙

お申込みされる
方の氏名

※印鑑不要

転居先の住所（申請書類の郵送先）及び入居予定日

〒

住所 新宿区

部屋番号

入居予定日 年 月 日

連絡先（電話番号）

()

取扱い不動産店（スタンプも可）

店名

連絡先

（参考）助成手続きの流れ

ステップ1 （ご契約の当日 不動産店にて）

この用紙に必要事項を記入の上、不動産店から区役所へFAXしてもらってください。

※不動産店での助成金の手続きはこれだけです。後は入居者様と区役所の手続きになります。

※債務保証委託契約の契約書と領収書は大切に保管してください。助成金手続きに必要です。

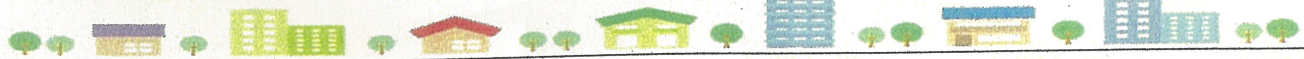
ステップ2 （契約から1年以内）

FAX送信から1か月程度で、区役所から助成金の申込書を送ります。記入及び必要な添付書類を同封の上、区役所へ郵送してください。

ステップ3

申込書類を区が審査の上、請求書をご自宅に送りますので、必要事項を記入の上、区へ返送してください。

助成金のお支払い（区役所→入居者様）



残存家財の整理費等の保険の 保険料を助成しています！

単身高齢者の入居
後の死亡に伴う

～住戸あたり年額上限 6,000 円を最長 10 年間助成～

入居者のほか、家主の方、管理会社などもご利用できます

新宿区では、家主の方が高齢者の入居受け入れの際に抱える不安を取り除くため、
残存家財整理費用などをカバーする保険の費用を助成しています。

◆ 助成の主な要件

1 1 ご申請いただける方

次の方を対象とする入居者死亡保険の保険料を支払う家主、管理会社または入居者（親族・支援者含む）

- ・ 民間賃貸住宅に入居する 60 歳以上の単身世帯の新規入居者
- ・ 住宅セーフティーネット法上の登録住宅に入居している 60 歳以上の単身世帯の方

前年度の住民税を滞納していない方

2 2 助成金額と助成期間

1 住戸あたり年額上限 6,000 円（最長 10 年間）

【例】保険料 7 千円の場合

3 3 助成対象となる主な保険商品

- ・ 入居者死亡保険
- ・ 火災（家財）保険に含まれる残存家財整理費用等をカバーする部分の保険料

区の助成 6,000 円

申請者負担
1,000 円

* 残存家財整理費用等の保険料の内訳が分からない場合も助成対象となります。

要件を緩和しました

4 4 申請期間

随時受け付けております。申請期限は、保険料の助成を受ける資格を備えた日から 1 年間となりますが、詳しくはお問い合わせください。

5 5 必要な書類（主なもの）

- ・ 保険証券
- ・ 保険料の支払を証するもの（領収書等）
- ・ 60 歳以上単身者の入居を証するもの（賃貸借契約書の写し等）

* このほか、家賃等債務保証料への助成制度（入居から最長 10 年間）もあります。

◆ 入居者死亡保険商品の内容に関するお問い合わせ先

1 1 家主の方

火災保険の特約で追加される商品がありますので、まずは加入済みの保険会社に直接お問い合わせください。

2 2 民間賃貸住宅へ入居される方

入居の際に加入する火災（家財）保険の特約で追加される商品があります。入居を申し込まれた不動産店へ直接お問い合わせください。

3 3 少額短期保険会社の入居者死亡保険

残存家財整理費用等の補償を主目的とした単独保険商品があります。

【保険料の助成に関するお問い合わせ先】

新宿区住宅課 居住支援係 ☎ 03-5273-3567 〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1

Fax 送信先 03-3204-2386
新宿区都市計画部住宅課居住支援係あて

火災保険料の残存家財整理費用部分の助成の仮申し込み用紙

お申込みされる
方の氏名

※印鑑不要

転居先の住所（申請書類の郵送先）及び入居予定日

〒

住所 新宿区

部屋番号

入居予定日 年 月 日

連絡先（電話番号）

()

取扱い不動産店（スタンプも可）

店名

連絡先

（参考）助成手続きの流れ

ステップ1 （ご契約の当日 不動産店にて）

この用紙に必要事項を記入の上、不動産店から区役所へFAXしてもらってください。

※不動産店での助成金手続きはこれだけです。後は入居者様と区役所の手続きになります。

※保険の契約書と領収書は大切に保管してください。助成金手続きに必要です。

ステップ2 （契約から1年以内）

FAX送信から1か月程度で、区役所から助成金の申込書を送ります。記入及び必要な添付書類を同封の上、区役所へ郵送してください。

ステップ3

申込書類を区が審査の上、請求書をご自宅に送りますので、必要事項を記入の上、区へ返送してください。

助成金のお支払い（区役所→入居者様）